

福島県の洪水警報・注意報および 大雨警報（浸水害）の基準変更について

令和4年5月26日（木）に、福島県の洪水警報・注意報と、大雨警報（浸水害）の基準変更を以下のとおり行います。

- 1 洪水警報・注意報の基準変更
対象：福島市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、伊達市、国見町、鏡石町、南会津町、猪苗代町、柳津町、矢吹町、小野町、新地町、玉川村、葛尾村
- 2 大雨警報（浸水害）の基準変更
対象：白河市
- 3 大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の除外格子設定
対象：県内全市町村
（但し、三春町、鏡石町、矢吹町、泉崎村、中島村、玉川村、石川町、浅川町、平田村、湯川村を除く）
詳細：別紙
- 4 変更日時
令和4年5月26日（木）13時
- 5 補足
変更後の洪水警報・注意報の発表基準は、令和4年5月26日（木）13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の判定結果にも反映します。

(1) 警報・注意報発表基準一覧表（福島県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki jun/fukushima.html>

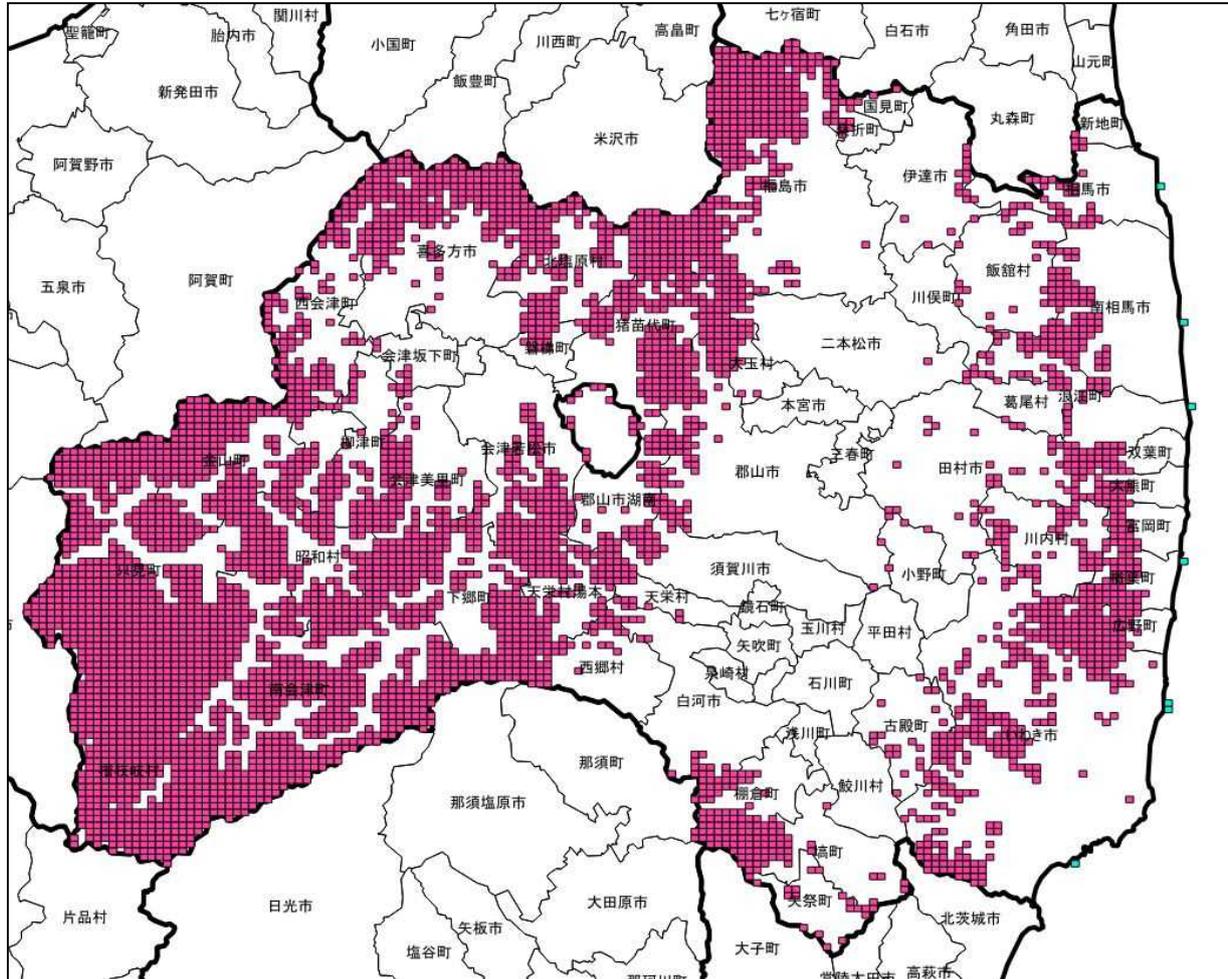
(2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>



問合せ先：福島地方気象台 水害対策官 上澤
電話：024（534）0321

＜大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報の除外格子設定＞



【除外格子:大雨警報(浸水害)・洪水警報等の発表対象から除く格子】

■:山岳除外格子(4,756格子)

□:離島海岸除外格子(7格子)

山岳除外格子

国土数値情報「1kmメッシュ別将来推計人口」と「土地利用3次メッシュデータ」をもとに「人口0人かつ土地利用の種別が「森林」「荒地」「河川湖沼」となる格子を抽出し、除外格子とする。この格子においては、大雨警報(浸水害)と洪水警報は発表しないが、大雨注意報・洪水注意報は発表する。

離島海岸除外格子

災害の素因が一切存在しない格子(河川(沢や水路、かれ川を含む)、建物、道路、農地のいずれもない格子)を抽出し、離島海岸除外格子とする。この格子においては、大雨警報(浸水害)・洪水警報、大雨注意報・洪水注意報はいずれも発表しない。